

清瀬市消費生活センターだより

No.109 (令和 7 (2025) 年 3 月)



へぶちゃん

ちえのわ



「知ってる?」「教えて!」

引越サービスの話

春は入学や就職、転勤などを機に引越しをする人が増える時期です。近年では梱包や運搬や開梱など引越しの一連の作業を事業者に依頼する事も多くなっており、引越需要が増えるとともにトラブルも増える傾向が見られます。引越事業者優良認定制度準備委員会が行った調査によると、全体の約3分の1以上の方が、知人・友人・家族・勤務先・不動産会社等から紹介された事業者に引越サービスを依頼しています。

トラブルに遭わないようにするためには、信頼性を示すマークを取得している事業者依頼する事や、引越サービスを依頼する際の注意点を把握しておく事が対策の基本となります。



引越安心マーク

Q:引越しサービス事業者はどう選べばよいの?

引越サービスはもともと運送業者が新たなマーケットとして引越しに着目して始めた事業で、当初は消費者との細かな取り決めがされておらず問題視されたことから、1986年(昭和61年)に「標準引越運送約款」が定められました。その後2014年(平成26年)に引越事業者優良認定制度がスタートし、一定の条件をクリアした優良事業者は「引越安心マーク」を取得出来る事になっています。「引越安心マーク」取得事業者については、公益社団法人全日本トラック協会のウェブサイトに掲載されているので参考にしてみてください。また、引越運送事業は「一般貨物自動車運送事業」に該当し、緑ナンバーの営業用トラックを使用する事となっているため、まず「緑ナンバー」の引越し運送事業者であるかを必ず確認しましょう。

Q:見積りにはどういう内容が含まれるの?

引越しの作業内容やサービス内容によって料金が大きく変わるため、事業者との打ち合わせは入念に行いましょう。特に、家具や食器類等の小物の梱包はどちらが行うのか、テレビ・ビデオの配線はどちらが行うのか、照明や洗濯機の取り外し・取り付けはどちらが行うのか等について確認しておく必要があります。

なお、現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等の貴重品や壊れやすいもの、危険物等の運搬を引越事業者は引き受ける事が出来ません。これらは消費者が自分で運ばなくてはならない事を覚えておきましょう。

Q: 最近はウェブや電話で見積り出来るようなので利用したいと思っているけれど・・・

引越料金は単純に荷物の量だけで決まるわけではなく、たとえば家の間取りや階段の寸法、エレベーターの有無、家屋までの進入経路等その他の要素によって作業員の人数や梱包資材が変わるため、できるだけ訪問見積りを検討しましょう。また、見積りは複数事業者に依頼し単純に価格の安さだけで決めるのではなく、引越作業の内容を比較し検討する事が望ましいと言えます。

無許可の不用品回収業者にご注意！

「無料で粗大ごみを回収します！」といったチラシや WEB 広告、「不用品を回収しています」とスピーカーで流しながら住宅地を巡回しているトラックを見掛けたことがあるでしょうか。



引越しや部屋の模様替えなどで出た不用品を処分する際に気を付けなければいけないのが「無許可業者」による不用品回収です。

今回のちえのわでは不用品の無許可回収についてお伝えします。

家庭ごみを回収するには市の許可などが必要です。

一般家庭から出る廃棄物を回収（収集・運搬・処分）できる事業者は市から「一般廃棄物処理業の許可」または「委託」を受けている事業者に限られています。「産業廃棄物処理業」の許可や「古物商」の許可では回収できません。

無許可での回収は、違法ということになります。

不用品回収でのトラブル事例

不用品回収でよくあるトラブルにはこんなケースがあります。

- ◎「**チラシや広告に載っている金額とはかけ離れた高額な金額を請求された**」
- ◎「**安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された**」
- ◎「**トラック詰め放題プランで依頼したが、当日、荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われた**」

無許可業者を利用してしまつとこんなことも……

無許可業者による廃棄物の「不法投棄」や「不適正処理」、
「不適正な管理による火災」が問題になっています。

不法投棄



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。

不適正処理



環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。

不適正な管理による火災



廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

【環境省ホームページより】

市の窓口以外へ処分を依頼するときは「一般廃棄物処理業者」へ

家庭から出た不用品は市のルールに従って処分して頂きますが、市の窓口以外へ処分の依頼をするときは市の許可を得ている「一般廃棄物処理業者」から事業者を選んで見積りを取りましょう。

許可を得ている事業者の一覧を市のホームページで公開しています。



「清瀬市一般廃棄物収集運搬業許可一覧」ページ QR コード

ここがポイント！

見積もりを取るときの注意点

- ・市のホームページから一般廃棄物処理業者を探す
- ・追加料金の有無を確認する
- ・作業内容、料金を明確に出してもらう
- ・キャンセル料を確認する

※ 依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であると分かった場合は、作業を断りましょう。

ご利用ください！「出前講座」

市内の自治会や老人クラブ、自主グループなどのご要望により、消費生活相談員が講師として地域に出向き、実際にあった相談事例をもとに、消費者被害にあわないためのポイントについて解説します。

【申込み方法】

清瀬市ホームページ内「出前講座」ページのWeb申込フォームにて、メニューNo.14「こんな手口にご用心！」を選択してお申込みいただくか、同じく「出前講座」ページにある「きよせ出前講座申込書」を生涯学習スポーツ課窓口（市役所2階）へ提出してお申込み下さい。

【問い合わせ】

生涯学習スポーツ課 生涯学習スポーツ係
042（495）1815・1816



「出前講座」ページ QR コード

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。
消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042 - 495 - 6212

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211 へ

相談日：月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～正午 午後1時～4時

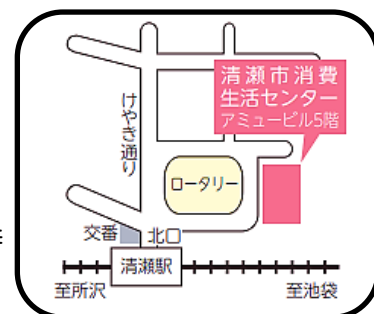
- 対象者は市内在住・在勤・在学の方
- 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

《発行・問い合わせ》 清瀬市消費生活センター

所在地：〒204-0021 清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階

電話：042-495-6211（代表）

受付時間：月～金（祝・休日、年末年始を除く）午前9時～午後5時



※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。